

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜、日、祭日)のときは、その翌日)

鳥取県規則第四十七号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第六号中(一)を削り、(二)とし、(三)から(五)までを一ずつ繰り上げ、同号に(四)として次のように加える。

(四) 第二十八条の規定による死体を解剖に付することの決定

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第七号中「(三)の(1)の3」を「(三)の(2)の3」に改める。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 食品衛生法第十四条第一項の規定による食品等の検査及び当該

検査に合格した旨の表示の付与

別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二、母子保健法第十二条又は第十三条に規定する健康診査の委託

別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を

第二号から第十二号までを一ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を

目 次

◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

悪臭防止法による規制地域等の決定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良区の解散

開発行為に関する工事の完了

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号の一部改正

昭和三十三年五月鳥取県告示第四百七十二号の一部改正

◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

規 則

加える。

二 精神衛生法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第五条
第三項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付又は費用を
負担しない旨の通知

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則
第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十六号中(イ)とし、(四)から(六)までを一ずつ
繰り下げ、同号(四)中「第十九条の二第六項」を「第十九条の十七第六項」
に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)中「第十九条第三項」の下に「
第二十九条において準用する場合を含む。」を加え、同号中(二)を(三)と
し、(一)を(二)とし、その前に(一)として次のように加える。

(一) 第十五条第一項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命
令

別表第二保健所長の項第五十三号(四)中「こえ」を「超え」に改め、
「実施」の下に「（健康診査の委託を除く。）」を加え、同号(四)中「施
行」を「実施（健康診査の委託を除く。）」に改める。

別表第二保健所長の項第六十号中(五)とし、その前に(六)として次の
ように加える。

(六) 第三十一条の規定による入院に要する費用の徴収

別表第二保健所長の項第六十号中(四)とし、(三)の次に(四)として次の
ように加える。

四 第二十八条の規定による診察の通知

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和
二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年六月二十日	山藤胃腸科・外科・ 肛門科医院	鳥取市大槻町一七

鳥取県告示第五百七十一号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条並びに第四条第一号
及び第二号の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴つ
て発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（
以下「規制地域」という。）及び規制地域における悪臭物質の排出に係る
規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同法第
六条の規定により告示する。

この告示は、昭和四十九年七月二日から施行する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 規制地域

八東町、気高町、関金町、東伯町及び名和町の区域のうち別図に示す

地域

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げるとおりとし、同条第二号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第二条に定める方法により算出して得た流量とする。

規制地域の区分	規 制 基 準 (単位 PPM)				
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン
A区域	一	〇・〇〇二	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇〇五
B区域	二	〇・〇〇四	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇二〇
C区域	五	〇・〇一〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・〇七〇

備考

(一) 「A区域」とは、別図のうち赤色で着色した部分の区域をいう。

(二) 「B区域」とは、別図のうち緑色で着色した部分の区域をいう。

(三) 「C区域」とは、別図のうち青色で着色した部分の区域をいう。

(一)別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十九年六月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十三号

大井手土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年五月七日 鳥取県指令受都計第四百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字中嶋河原字茶屋敷及び字外河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五番地

株式会社相互信販

代表取締役 岸野高春

鳥取県告示第五百七十五号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県鳥取沿岸北条海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸東伯海岸の項として次のように加え、鳥取県鳥取沿岸東伯海岸八橋地区海岸の項を削る。

次の基点を順次結んだ線及び基点二十九と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域から河川法(昭和三十九年法律百六十七号)第三条第一項に規定する河川区域を除いた区域

- 基点 一 東伯郡東伯町大字槻下字場所免三五四番地の標柱一
- 二 " " 大字逢東字原田河原三三八の一五番地の標柱二
- 三 " " " " 一三三八の一 番地の標柱三
- 四 " " " " 字出口一九三番地の標柱四

鳥取県	鳥取沿岸東伯海岸	鳥取県	鳥取沿岸東伯海岸
五	五	五	五
字中屋敷五八二番地の標柱五			
字西屋敷五九四番地の標柱六			
字鈴ヶ野二〇七五の一九〇番地の標柱七			
字海端七〇〇番地の標柱八			
字西海端七〇七番地の標柱九			
大字丸尾字西浜田一九〇番地の標柱十			
大字八橋字大灘一三二二次一 番地の標柱十一			
字東大灘一三二の一 番地の標柱十二			
の標柱十三			
字東頭無し二五六次三番地の標柱十四			
字新屋敷四八〇番地の標柱十五			
四五九の一 番地の標柱十六			
の標柱十七			
四八〇番地の標柱十八			
の標柱十九			
の標柱二十			
の標柱二十一			
基点二十一から北へ八十メートルの点			
基点二十から北へ七十五メートルの点			
基点十九から北へ七十五メートルの点			
基点十八から北へ七十五メートルの点			
基点十七から北へ七十五メートルの点			
基点十六から北へ七十五メートルの点			
基点十五から北へ七十五メートルの点			
基点十四から北へ七十五メートルの点			
基点十三から北へ七十五メートルの点			
基点十二から北へ七十五メートルの点			
基点十一から北へ七十五メートルの点			
基点十から北へ七十五メートルの点			
基点九から北へ七十五メートルの点			
基点八から北へ七十五メートルの点			
基点七から北へ七十五メートルの点			
基点六から北へ七十五メートルの点			
基点五から北へ七十五メートルの点			
基点四から北へ七十五メートルの点			
基点三から北へ七十五メートルの点			
基点二から北へ七十五メートルの点			
基点一から北へ七十五メートルの点			

鳥取県鳥取沿岸淀江海岸淀江西地区海岸の項中「(昭和三十九年法律第百六十七号)」を削る。

鳥取県告示第五百七十六号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

7及び8の項を削り、9の項を7の項とし、以下二ずつ繰り上げる。

鳥取県告示第五百七十七号

昭和三十三年五月鳥取県告示第四百七十二号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の

規定により告示する。

昭和四十九年七月二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年七月十八日 午後一時から

米子市桃町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

境港市竹内町二四番地 田中 章